志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出 志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年志摩市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務を いう。

- 第2条中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、第1号及び第2号と して次の2号を加える。
- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルを いう。
- 第2条に次の2号を加える。
- (9) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利 用事務をいう。
- (10) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報 をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。